



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第639号 令和5年10月24日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
479	介護医療院の開設を許可した件	長寿いきがい課
480	介護医療院の廃止について届出があった件	同
481	解除予定保安林を告示する件	森林整備課

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
14	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

【海区漁業調整委員会指示】

番号	表題	担当課名
5	全長20センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	
6	押網を船舶に積載することを禁止する件	

【内水面漁場管理委員会指示】

番号	表題	担当課名
4	全長20センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	
5	押網を船舶に積載することを禁止する件	

徳島県告示第四百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和五年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護医療院		開設者	サービスの種類	許可年月日
名 称	所 在 地	医療法人栄寿会	介護医療院	令和五年十月一日
名東天満介護医療院	徳島市名東町二丁目九二番地			

徳島県告示第四百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条第二項の規定により、介護医療院の廃止について、次のとおり届出があった。
令和五年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護医療院		名称	介護医療院名東
開設者		所在地	徳島市名東町一丁目九一番地
サービスの種類		開設者	医療法人まんでん会
廃止の届出の受理日		介護医療院	令和五年八月十八日
廃止年月日			令和五年九月三十日

徳島県告示第四百八十一号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
板野郡上板町西分字滝ノ宮五の一、五の三、五の四、六
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

公 告

鳴門病院労働組合から秋闘・年末一時金の要求に関して令和五年十一月八日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。
令和五年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二一

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場

徳島県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和5年10月24日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和5年11月28日（火）、同月29日（水）、同年12月4日（月）から同月8日（金）まで及び同月11日（月）の8日間（同年11月28日、同月29日、同年12月4日から同月8日までは午前9時から午後4時50分までとし、同月11日は午前9時から修了考査を実施する。）

なお、受付は11月28日の午前9時から午前9時20分まで、オリエンテーションは同日午前9時20分から午前9時50分までとする。

イ 追加取得講習

令和5年12月5日（火）から同月8日（金）まで及び同月11日（月）の5日間（同月5日は午後2時から午後4時50分まで、同月6日から同月8日までは午前9時から午後4時50分まで、同月11日は午前9時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、12月5日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて30人

2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当する者

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、講習の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和5年11月6日（月）から同月10日（金）まで

b 追加取得講習

令和5年11月8日（水）から同月10日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。

）1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

a 新規取得講習

(a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

(b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)のアに該当する者にあつては、履歴書の提出を省略することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和5年11月13日（月）から同月17日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては47,000円を、追加取得講習にあつては23,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本を持参すること。

(3) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

徳島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和五年十月二十四日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 禁止する区域

徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 1 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合
- 2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島海区漁業調整委員会へ届出を行った場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年十月二十四日から令和六年三月三十一日までとする。

徳島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第三十一条第四号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和五年十月二十四日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島海区漁業調整委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

令和5年10月24日付け徳島海区漁業調整委員会指示第6号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

- 1 押網漁具を船舶に積載する理由(具体的に記載のこと。)
- 2 積載予定期間
- 3 航行予定区域
- 4 届出の対象船舶等
 - (1)船名
 - (2)漁船登録番号、船舶検査済票の番号又は船舶番号
 - (3)総トン数又は船舶の長さ
 - (4)船舶所有者の住所、氏名
 - (5)運航責任者の住所、氏名
 - (6)押網漁具の所有者の住所、氏名

徳島県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和五年十月二十四日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 口 修 司

一 禁止する区域

徳島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 1 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第四十二条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合
- 2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会へ届け出た場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年十月二十四日から令和六年三月三十一日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第三十一条第四号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和五年十月二十四日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 口 修 司

令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所

氏名

令和5年10月24日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第5号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

- 1 押網漁具を船舶に積載する理由(具体的に記載のこと。)
- 2 積載予定期間
- 3 航行予定区域
- 4 届出の対象船舶等
 - (1)船名
 - (2)漁船登録番号、船舶検査済票の番号又は船舶番号
 - (3)総トン数又は船舶の長さ
 - (4)船舶所有者の住所、氏名
 - (5)運航責任者の住所、氏名
 - (6)押網漁具の所有者の住所、氏名